

平成 22 年 7 月 5 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書 (3)

第 1 破産財団の状況

1 資産の状況

- (1) 現在の破産財団の預金残高は、174 億 5374 万 6769 円である。
この他に保全処分の担保として法務局へ 2 億 1360 万円を供託している。
- (2) 前回報告(平成 22 年 3 月 17 日)以降、営業貸付金約 4 億 3500 万円を回収し、
新生信託銀行から預託金約 68 億円の返還を受け、日本振興銀行グループから
債権譲渡代金等として 42 億円の支払いを受けた。

2 負債の状況

(1) 財団債権

本日時点における財団債権の種類及び金額は、以下のとおりである。財団債権については、本集会以降、随時弁済を開始することとしたい。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 公租公課 | 13 億 0177 万 1513 円 (交付要求本税総額) |
| ② 労働債権 | 948 万 5913 円 (35 名分退職金債権) |
| ③ サービス業務回収金 | 11 億 5328 万 6553 円 |
| ④ 取引債権 | 9745 万 8179 円 (再生共益債権を含む) |
| ⑤ その他 | 1 億 6608 万 6504 円 (再生手続開始後の誤入金等) |

(2) 破産債権

ア 優先的破産債権

公租公課 215 万 0700 円 (交付要求本税総額)

イ 一般破産債権 2988 億 3015 万 9302 円

第 2 債権調査

1 認否

本集会において、前回集会における認否留保分、及び、前回集会以降に新たに届出のあった破産債権に対する認否を行った。これにより、届出のあった全ての破産債権に対する認否を完了した。

債権認否の総括結果は、【別表 債権認否総括表（平成 22 年 7 月 5 日）】記載のとおりである。

2 破産債権査定申立て・受継申立て

(1) 過払金（不当利得金）債権

債権調査において破産管財人が認めない認否をした過払金（不当利得金）債権の債権者 161 名から査定及び受継申立てがなされた（届出債権合計は、約 10 億円）。

(2) 金融債権

信託銀行等の金融機関 5 社から破産債権査定申立てがなされた（届出債権合計は、約 857 億円）。

(3) その他の債権

上記のほか、労働債権者、取引債権者、関係会社等、計 21 名から破産債権査定の申立てがなされた（届出債権合計は、約 77 億円）。

第 3 営業貸付金に係る訴訟・特定調停・強制執行・保全事件等の状況

1 訴訟事件（支払督促含む）

(1) S F C G 原告事件

原告事件は原則として取下げの手续をとり、これまでに確認できた 610 件全てについて取下げを完了した。

(2) S F C G 被告事件

債務不存在確認請求事件、請求異議事件、抹消登記請求事件など、破産手続開始当初、約 250 件の被告事件が判明していた。その後に係属の事実が明らかとなった事件や、新たに提起された事件も含めると、被告事件の総数は約 300 件にのぼる。これらについては順次解決を図っており、現在は約 180 件までになっている。

2 特定調停事件

当初、120 件の特定調停事件が確認されたが、現在は 44 件までになっている。そのうち、S F C G が今もなお債権者である事案 13 件については、順次対応を進めており、また、対象債権が S F C G から既に譲渡されている事案 31 件については、債権譲渡先を利害関係人として調停手続へ参加させるべく、引継ぎを行っている。

3 強制執行事件

当初、約 1 万 1000 件の強制執行事件が確認されたが、債権執行が効を奏さなかった案件や、請求債権が譲渡されている案件などについて取下げ手続を進め、現在は約 30 件となっている。

4 保全事件

SFCGが債権者として申立てた仮差押命令事件を取下げ、担保取消手続を進め、担保金の取戻しを図っている。これまでに238件の担保取消を行い、約7800万円を回収した。

5 根抵当権設定仮登記等の抹消

前日も報告したように、SFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記等のうち抹消すべきもの(総数は4万件にのぼると推測される)については、順次その抹消請求に応じている。これまでに、計3854件の抹消書類を交付したが、これは全体の登記件数のうちの約1割に過ぎず、今後も継続的な対応が必要とされる。

第4 金融機関等の回収行為をめぐる問題

1 日本振興銀行

破産管財人は、破綻直前になされた日本振興銀行に対する上場会社株式及び不動産担保ローンを目的物とする担保設定行為が偏頗行為に該当する可能性がある判断し、交渉を継続してきた。

本件担保提供行為については、

- ① 支払不能時期とその認識
- ② 資金調達と担保設定行為の同時交換性
- ③ 担保設定行為の有害性(担保解除のための新規融資と担保提供)

等の問題があり、事実関係及び法的解釈を巡る争いが想定された。

他方、日本振興銀行グループとの間では、債権譲渡に伴う弁済金の帰属と債権の瑕疵等に基づく買戻請求等の問題が存在しており、財団債権の確定が容易ではない状況にあった。

破産管財人は、日本振興銀行グループとの問題の早期解決が、諸般の状況に照らし相当であり、破産財団の増殖に資するものと判断し、裁判所の許可を得た上で、最終的に債権譲渡等によって42億円の支払いを受けることで、破産債権の確定を除く全ての問題を解決することとした。

なお、日本振興銀行に譲渡した債権は、ジャスティス債権回収から代物弁済を受けた債権であり、従前、金融機関が有していた債権である。

2 ABS金融機関

再生手続開始申立ての直前である平成21年1月26日、SFCGが日本振興銀行から資金調達を受けた金額のうち約75億円が、ABS金融機関への支払いに充てられている。これが偏頗行為否認の対象となり得るか等の法的問題点について検討を行っているところである。

3 みずほコーポレート銀行を被告とする不当利得返還請求訴訟

SFCGは、みずほコーポレート銀行に対して、約束手形等の取立てを委任していた。同行は破産手続の前後を通じて当該手形等を取立て、破産手続開始後に取立金をSFCGに対する貸付金に弁済充当した。

破産管財人は、民事再生手続中に取立てられた1億7682万0876円を弁済充当することは許されず、同行が保持すべき法律上の原因がないとして、その返還を求めて訴えを提起した（東京地裁平成22年(ワ)第16820号）。

同行は、上記手形について商事留置権を有していたのであるから、弁済充当は有効であるなどとして管財人の請求を争っている。次回期日は、本年7月29日に指定されている。

第5 国を被告とする還付金充当処分取消請求事件

SFCGは、再生手続開始申立ての10日前に、子会社である株式会社不動産クレジットの滞納税金の支払いについて税務保証を行い、何らの対価を得ることなく保証債務を負担するに至った。

破産管財人はこの税務保証行為が、無償否認事由に該当するものと判断し、SFCGの税金の還付金に税務保証分を充当することは違法であるとして、税務当局と交渉を進めたが解決に至らなかった。そのため、破産管財人は国税不服審判を経て、国を被告として還付金充当取消請求訴訟を提起し（東京地裁平成22年(行)第148号）、7億2094万8970円の還付を求めた。

本年6月9日に第1回期日が開かれ、次回期日は9月15日に指定されている。

第6 関係会社に対する訴訟の経過

1 否認訴訟【別紙1 関係会社否認訴訟事件一覧参照】

- (1) ASA（旧 KEホールディングス）との否認訴訟（別紙1 No.4 事件）
（一審判決）

東京地裁民事第15部合議係は、平成22年3月25日、「SFCGはASAとの間の平成20年11月1日付債権譲渡契約により、当時SFCGが保有していた不動産担保ローン債権をASAに無償で譲渡したものであり、ASAは破産管財人に対し、上記不動産担保ローン債権の担保不動産の否認権行使時の市場価格を基に算出した評価額7億3087万8903円から、破産管財人が既に受領した不動産競売代金5億2464万3156円を差し引いた2億0623万5747円及び年6分の遅延損害金を支払うべき義務がある」旨の判決を言渡した。

（控訴審における和解）

破産管財人は、平成22年4月28日、東京高裁民事第19部において、ASAとの間で以下のような訴訟上の和解を成立させた。

- 1) 破産管財人が不動産担保ローン債権の担保不動産 2 件の競売代金配当金 5 億 2464 万 3156 円を適法有効に受領したことの確認
 - 2) A S A が解決金名目で送金した 1685 万 9063 円を破産管財人が解決金の一部として受領することの確認
 - 3) 不動産担保ローン債権 1 件（担保不動産評価額約 2 億 1300 万円）を破産財団に帰属させることの確認
 - 4) 不動産担保ローン債権の残債権 2 件（担保不動産評価額合計 9959 万円）を A S A に帰属させることの確認
 - 5) 本件の関連事件である仮差押申立事件の取下げ、及び、A S A が破産管財人に対して提起した不当利得返還請求訴訟（2 件）の取下げ
 - 6) 本件に関する、破産管財人と A S A 及び利害関係人との間の清算条項
- (2) IOMA REAL ESTATE（以下「I R E」）、IOMA BOND INVESTMENT（以下「I B I」）及び白虎との否認訴訟（別紙 1 No.3 事件）

I R E, I B I, 白虎との間の否認請求認容決定に対する異議請求事件は、東京地裁民事第 6 部合議係において係争中である。破産管財人において主張立証を尽くして早期終結を求めており、平成 22 年 7 月 26 日に指定されている次回期日において弁論が終結される見通しとなった。

- (3) I B I との否認訴訟（別紙 1 No.5 事件）

I B I との間の否認請求認容決定に対する異議請求事件は、現在、東京地裁民事第 4 部合議係において係争中である。これまでに口頭弁論期日が 4 回開かれており、次回期日は 7 月 23 日に指定されている。

2 否認訴訟以外【別紙 2 関係会社その他の訴訟事件一覧参照】

I R E, I B I, 白虎, M A G ねっとホールディングスら関係会社と管財人との間には財団債権（不当利得返還）請求訴訟や第三者異議訴訟、損害賠償（使用料相当損害金等）請求訴訟など、計 10 件の訴訟が係属し、現在、その請求権の存否等について全面的に係争中である。

なお、前回報告以降、A S A が原告となって提起した 2 件の訴訟が取下げにより終了したが、新たに I B I 及び白虎から 2 件の第三者異議請求訴訟が提起されている。

第 7 旧役員の責任調査等

大島健伸氏を除く旧役員の責任問題については、違法配当の問題を中心に公認会計士を交えて検討を進めたが、平成 20 年 7 月期における会計上の配当可能利益の不存在の立証は困難だと認識している。

なお、大島氏は、平成 22 年 6 月 16 日、詐欺再生罪・特別背任罪等の容疑で逮捕され、現在勾留中である。

以 上

債権認否総括表

平成22年7月5日現在

(単位:円)

| 届出債権 | | | 認否終了債権額 | | | | 今回認否額 | | | | 認否留保 | |
|---------|--------|----------------------------|---------|----------------------------|-----------------|----------------------------|-------|-------------------------|---------------|-------------------------|------|-----|
| 種類 | 件数 | 届出額 | 件数 | 届出額 | 認める額 | 認めない額 | 件数 | 届出額 | 認める額 | 認めない額 | 件数 | 届出額 |
| 1 過払金債権 | 34,897 | 23,328,831,672 及び額未定 | 25,754 | 16,896,197,682 及び額未定 | 62,246,119,638 | 2,989,268,518 及び額未定 | 9,143 | 6,432,633,990 及び額未定 | 6,700,913,230 | 904,855,849 及び額未定 | 0 | 0 |
| 2 金融債権 | 35 | 2,803,236,656,627 及び額未定 | 33 | 2,722,518,221,867 及び額未定 | 186,694,128,145 | 2,535,789,075,872 及び額未定 | 2 | 80,718,434,760 | 0 | 80,718,434,760 | 0 | 0 |
| 3 労働債権 | 56 | 484,280,395 及び額未定 | 56 | 484,280,395 及び額未定 | 0 | 484,280,395 及び額未定 | | | | | 0 | 0 |
| 4 社債 | 6 | 54,515,241,620 及び額未定 | 6 | 54,515,241,620 及び額未定 | 42,469,466,765 | 12,045,774,855 及び額未定 | | | | | 0 | 0 |
| 5 売掛金等 | 118 | 1,387,887,411 及び額未定 | 114 | 1,372,246,458 及び額未定 | 713,968,307 | 657,894,590 及び額未定 | 4 | 15,640,953 | 4,196,385 | 11,444,568 | 0 | 0 |
| 6 関係会社 | 11 | 6,778,152,595 及び額未定 | 11 | 6,778,152,595 及び額未定 | 1,366,832 | 6,776,785,763 及び額未定 | | | | | 0 | 0 |
| 合計 | 35,123 | 2,889,731,050,320 及び額未定 | 25,974 | 2,802,564,340,617 及び額未定 | 292,125,049,687 | 2,558,743,079,993 及び額未定 | 9,149 | 87,166,709,703 及び額未定 | 6,705,109,615 | 81,634,735,177 及び額未定 | 0 | 0 |

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

関係会社否認訴訟事件一覧

平成22年7月5日現在

| No. | 裁判所 事件番号 | 原告 | 被告 | 事案の概要 | 備考 |
|-----|--|----------------------------|-----|---|---|
| 1 | 東京地裁 21(7)20547 | MAGねっと Jファクター ジャスティス | 管財人 | <p>1.否認請求 SFCGが保有していた子会社株式、商工リボローン債権及び不動産担保ローン債権等に譲渡担保権を設定するMAGねっと、Jファクター、ジャスティス債権回収との間の平成21年1月26日付け譲渡担保権設定契約等を否認し、子会社株式等の資産の取戻し及び譲渡債権の価額賠償を求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 ①子会社株式、生命保険、ゴルフ会員権、法務予納金・保証金、関係会社貸付金等の資産がSFCGの資産であることを確認した。 ②MAGねっと、Jファクター、ジャスティス債権回収に対して259億7535万5598円及び遅延損害金の支払いを命じた。</p> <p>3.異議の訴え 上記3社は、否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起した。</p> | H21.12.24 和解により 終了 |
| 2 | 東京地裁 21(7)20550 | MAGねっと | 管財人 | <p>1.否認請求 SFCGが保有していたMAGねっと株式に、譲渡担保権を設定した平成20年10月14日付け契約締結行為を否認し、価額賠償を求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 MAGねっとに対して、39億6792万70円及び遅延損害金の支払いを命じた。</p> <p>3.異議の訴え MAGねっとは、否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起した。</p> | H22.3.4 和解により 終了 |
| 3 | 東京地裁 21(7)20952 | IRE IBI 白虎 | 管財人 | <p>1.否認請求 再生手続開始申立て直前に締結されたと考えられる平成20年9月26日付け及び同年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約を否認し、IRE、IBI及び善意の転得者である白虎に対し、価額賠償を求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 債権譲渡契約代金の対価が支払われておらず、各譲渡債権残高の5割相当の価額を賠償すべきことを認め、 ・IRE及び白虎に対して186億9615万5403円 ・IBIに対して45億5160万8112円(9月26日分)及び54億6957万9466円(11月1日分)の各支払いを命じた。</p> <p>3.異議の訴え ・IRE・白虎・IBIは、上記否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起し、無償行為であることや担保不動産(約420件)の評価を争っており、現在係争中である。</p> | |
| 4 | 東京地裁 21(7)21902 ↓ 東京高裁 21(ネ)2513 | ASA (KEHD) | 管財人 | <p>1.否認請求 再生手続開始申立て直前に締結されたと考えられる平成20年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約を否認し、ASAに対し、価額賠償を求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 債権譲渡契約代金の対価が支払われておらず、各譲渡債権残高の5割相当の価額を賠償すべきことを認め、ASAに対して11億7913万5586円の支払いを命じた。</p> <p>3.異議の訴え 上記否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起し、双方が主張立証を尽くした結果、平成22年3月25日に一審判決が言い渡された。</p> | H22.3.25 一審判決 ↓ H22.4.28 控訴審において 和解により 終了 |
| 5 | 東京地裁 21(7)32713 | IBI | 管財人 | <p>1.否認請求 SFCGがIBIに対して、平成20年12月26日付で計14物件の所有不動産を譲渡し、所有権移転登記手続をした行為について否認権を行使し、当該不動産に関し否認登記手続をすることを求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 各譲渡契約が無償行為にあたりと判断し、計14物件について否認の登記手続をすることを命じた。</p> <p>3.異議の訴え IBIは、上記裁判所の決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起し、現在係争中である。</p> | |

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

関係会社その他の訴訟事件一覧

平成22年7月5日現在

| No. | 裁判所 事件番号 | 原告 | 被告 | 事案の概要 | 備考 |
|-----|--|-------------|---------------|---|-----------------------------|
| 1 | 東京地裁 21(フ)26608 不当利得返還請求事件 ↓ 東京高裁 21(ホ)1644 不当利得返還請求控訴事件 | 白虎 (控訴人) | 管財人 (被控訴人) | 白虎が、SFCGの口座に入金された手形決済金について、同手形には白虎を権利者とする譲渡担保権が設定されていたのであるから、同決済金は、民事再生手続開始後の不当利得として、破産法上の財団債権にあたるとして、金8456万9153円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。 東京地裁は、白虎の請求債権は財団債権ではなく、破産債権であるという管財人の主張を認め、白虎の訴えを却下した。 上記一審判決に対し白虎が控訴し、現在、東京高裁に係属している。 | 白虎が 一審判決を 不服として 控訴 |
| 2 | 東京地裁 21(フ)15680 貸金請求事件 | IBI | 管財人 | IBIが、民事再生手続中にSFCGに対して貸し付けた金5億円及びこれに対する利息・遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。 管財人は、SFCGのIBIに対する債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張して、IBIの請求を争っている。本件は双方が主張立証を尽くして弁論が終結され、平成22年8月25日に判決言渡期日が指定された。 | H22.8.25 判決予定 |
| 3 | 東京地裁 21(フ)35356 不当利得返還等請求事件 | IRE | 管財人 | IREが、SFCGから買い受けたとする不動産(未登記)に対し、東京都がSFCGの税金滞納を理由として差押登記を行ったことにより、不動産価値相当額の損失を被り、同時に、SFCGは同価値相当額の税金の支払い義務を免れ不当に利得を得たなどとして、管財人に対し、金1億6267万5878円の支払いを求めて訴えを提起した。 管財人は、IREの請求債権が破産債権であるとして、訴え却下を求めて係争中である。 | |
| 4 | 東京地裁 21(フ)35171 不当利得返還等請求事件 | IRE IBI | 管財人 | IRE及びIBIが、平成20年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、SFCGから抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対して、抵当権移転登記手続を求め、また、SFCGが抵当権者として受領した競売配当金等が不当利得にあたるとして、金2億9608万円の返還を求めて訴えを提起した。 管財人は、配当金の受領には法律上の原因があるとして、請求棄却を求めて争っている。 | |
| 5 | 東京地裁 21(フ)43074 第三者異議請求事件 | 白虎 | 管財人 | 白虎が、平成20年11月1日付け及び同年12月8日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、SFCGからIREを介して抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対して抵当権移転登記手続を求めるとともに、SFCGが権利者であることを前提として進行している担保不動産競売手続の不許を求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。 | |

| No. | 裁判所 事件番号 | 原告 | 被告 | 事案の概要 | 備考 |
|-----|---------------------------------|-----|------------|---|----|
| 6 | 東京地裁 21(7)45071 第三者異議請求事件 | 白虎 | 管財人 | 白虎が、平成20年11月1日付け及び同年12月8日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対し、不動産競売手続の不許を求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。 | |
| 7 | 東京地裁 22(7)3162 不当利得返還請求事件 | IBI | 管財人 | IBIが、SFCGが抵当権を設定していた不動産の譲渡を受けたが、被担保債権が消滅した後も抵当権設定登記が抹消されないでいたところ、当該物件を対象とする不動産競売手続等による配当金をSFCGが受領したことが不当であるとして、金3億5880万9690円の支払いを求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、抗弁において、SFCGによる債務免除を無償否認し、配当金の受領は法律上の原因があるとして、請求棄却を求めて争っている。 | |
| 8 | 東京地裁 21(7)44121 損害賠償請求事件 | 管財人 | MAG 外4名 | MAGねっと及び同社子会社(孫会社)の計5社は、SFCGが賃借し、原状回復費用を負担して明渡した本社ビルの一部を無償で使用していたことから、破産手続開始後の使用料相当損害金及び原状回復費用、計7410万8236円の支払いを求めて訴えを提起した事案であり、現在係争中である。 | |
| 9 | 東京地裁 21(7)43069 第三者異議請求事件 | IBI | 管財人 | IBIが、平成20年9月16日付け及び同年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、SFCGから抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対して抵当権移転登記手続を求めるとともに、SFCGが権利者であることを前提として進行している担保不動産競売手続の不許を求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。 | |
| 10 | 東京地裁 21(7)47596 第三者異議請求事件 | 白虎 | 管財人 | 白虎が、平成20年11月1日付け及び同年12月8日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対し、不動産競売手続の不許を求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。 | |

平成21年(フ)第8200号
平成21年(フ)第8588号
破産者 大 島 健 伸

平成22年7月5日

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書 (3)

1 破産財団の状況

現在の破産財団の預金残高は5996万0017円である。

詳細は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

(1) 資産について

① 預金

銀行預金4行分について解約・換価を終えている。

② 不動産

破産者所有のホノルル所在の別荘である。破産者は、SFCGの関連会社であるQandCompany株式会社が抵当権を設定していると説明している。詳細は調査中である。

③ 投資有価証券

株式会社ゾディアの株式は換価処分済みである。

④ 投資信託

海外ファンドへの投資分である。破産者は、同投資信託にかかる信託受益権はQandCompany株式会社に譲渡担保に供していると説明している。詳細は調査中である。

⑤ その他投資

ベンチャーキャピタルを目的とする国内投資事業組合への投資であり、解約済みである。

⑥ ゴルフ会員権

大根根カントリークラブ及び白河高原カントリークラブの会員権は換価処分済みである。

(2) 負債について

交付要求を受けている租税債権の合計額は、13億9583万7346円である。

破産債権については、現時点では配当の見込みが立っていないため、債権届出手続・債権調査手続ともに行われていない。

なお、破産者の債権者であると主張する QandCompany 株式会社（代表取締役ウィルボン由貴 破産者の長女）から、債権届出期間・債権調査期日が未だ定められず、債権調査が行われていないなど、破産手続が遅延していると指摘し、この点に関する考えを明らかにするよう求め、2 週間以内に書面による回答がなされない場合には、法的手続を含む対応を検討する旨の平成 22 年 5 月 27 日付書面が破産裁判所及び破産管財人宛に送られてきた。これに対し、配当が見込まれない事案では、その見込が生じるまで債権届出や債権調査を留保するのが実務運用であることを指摘するとともに、本件の事案の内容に照らすと破産手続が遅延しているとは認められない旨を同年 6 月 7 日付書面で回答した。

(3) 破産申立予納金の返還

本件破産申立の際の予納金その他申立費用 2006 万 8200 円は、平成 21 年 12 月 25 日に申立人債権者らに返還した。

2 破産者の資産調査

破産者による保有資産に関する説明には、不明朗な点が少なくないため、破産管財人は、調査会社に破産者の海外資産の有無等について調査を行わせる等したが、現時点では別紙「財産目録及び収支計算書」記載の財産以外は発見されていない。

3 今後の手続について

破産者の保有資産について調査を進め、財団の最大化に努めるようにしたい。

4 その他

(1) 破産者代理人の活動

破産者代理人の A 弁護士らは、SFCG の関係会社の代理人として、SFCG 破産管財人に対し、否認請求認容決定に対する異議事件について和解の提案に応じないで判決を求めることは不当であるとの通知を破産管財人のみならず破産裁判所に対し、電報（平成 22 年 3 月 25 日付）や内容証明郵便（同年 4 月 6 日付）で差し出し、破産管財人の善管注意義務違反に基づく損害賠償請求訴訟の提起を予告していた。

これらの通知については、不当な主張である旨の意向を表明したところ、同年 4 月 8 日、書面にて撤回された。

また、破産者は、同弁護士らを申立代理人とし、平成 22 年 5 月 19 日、破産管財人を相手方として、第一東京弁護士会仲裁センターに対し、①破産者の資産を迅速に換価し、民事再生手続移行のために破産申立債権者との話し合いの機会を設けること、②株式会社 SFCG の破産管財人として否認請求認容決定に対する異議事件について迅速に和解することを申立の趣旨とする仲裁を申立てた。

この仲裁申立については、仲裁期日の開催前に、不当な申立である旨の意向を表明したところ、破産者は、同年6月1日、自ら同申立を取り下げた。

さらに、破産者は、同弁護士らを訴訟代理人とし、平成22年4月28日、国（裁判所）に対する国家賠償請求訴訟、宇都宮健児日弁連会長らに対する損害賠償請求訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

また、破産者の刑事弁護人を名乗るB弁護士らから、上記否認事件に関して、回答期限付きの和解案が提示されるなどの出来事もあった。

(2) 破産管財人に対する損害賠償（慰謝料）請求訴訟

破産債権者の代理人弁護士から、破産管財人に対し、複数件の損害賠償（慰謝料）請求や弁護士会に対する懲戒申立ての警告等があった。その中には、代理人弁護士が訴訟代理人となって損害賠償請求訴訟が実際に提起されるに至った事件が1件あったが、裁判所の勧告により取下げられた。

以 上

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日～平成22年7月5日

資産及び収入の部

(単位:円)

| 番号 | 科目 | 評価額 | 回収額 | 備考 |
|----|---------------------|------------|------------|---|
| 1 | 現金 | — | 10 | 調査中 |
| 2 | 預金 | 36,142,216 | 36,065,099 | |
| | みずほ銀行 | 24,034,678 | 24,034,678 | |
| | 三井住友銀行 | 1,184,947 | 1,184,947 | |
| | シティバンク銀行 | 10,835,247 | 10,835,247 | |
| | スタンダードチャータード銀行 | 10,227 | 10,227 | |
| | ハワイ銀行 | 77,117 | 0 | 換価未了。外貨預金(863.19ドル)について6月28日終値(1ドル89.34円)で円換算。 |
| 3 | 不動産 | — | 0 | ホノルル所在の別荘。Q&Company(株)に債務額175万ドルの抵当権を設定とのこと。詳細は調査中。 |
| 4 | 投資信託 | — | 0 | |
| | Atilia Unit Trust | — | 0 | 持分88% 但し、Q&Company(株)を債権者とする譲渡担保を設定とのこと。詳細は調査中。 |
| | Diamond Trust | — | 0 | 持分50% 但し、Q&Company(株)を債権者とする譲渡担保を設定とのこと。詳細は調査中。 |
| 5 | 投資有価証券 | 286,965 | 1,000,000 | |
| | (株)ゾディア 株式(200株) | — | 1,000,000 | |
| | 日本駐車場開発(株) 株式(63株) | 286,965 | 0 | 評価額は6月28日終値(1株4,555円)による。現在換価手続中。 |
| 6 | その他投資 | 30,000,000 | 10,343,134 | |
| | 日本テクノロジーベンチャーパートナーズ | 30,000,000 | 10,343,134 | 評価額は簿価概算。解約済み。 |
| 7 | ゴルフ会員権 | | 12,483,700 | |
| | 白河高原カントリークラブ | — | 266,400 | |
| | 大利根カントリークラブ | — | 12,217,300 | |
| 8 | その他 | 157,114 | 157,114 | |
| | クレジットカード返金分 | 146,270 | 146,270 | |
| | 預金利息 | 10,844 | 10,844 | |
| | 資産合計 | 66,586,295 | 60,049,057 | |
| | 破産申立予納金 | 19,980,000 | 19,980,000 | |
| | 財団合計 | 86,566,295 | 80,029,057 | |

負債及び支出の部

| 番号 | 科目 | 負債・支出 | 備考 |
|----|----------|---------------|---|
| 1 | 公租公課 | 1,395,837,346 | 平成20年度申告所得税 1,288,376,246円(延滞税・重加算税含む) 平成21年度申告所得税 30,187,700円(延滞税含む) 平成21年度特別区民税・都民税 107,461,100円(延滞税含む) |
| 2 | 破産債権 | 額未定 | |
| | 破産申立費用返還 | 20,069,040 | 振込手数料込み |
| | 合計 | 20,069,040 | |

差引残高 金59,960,017円